

事業主様

千葉県医業健康保険組合
理事長 永 篤 嘉 嗣
(公 印 省 略)

健康保険料率決定通知書

当組合の令和7年度健康保険料率は、「1,000分の96」から「1,000分の97.8」に改定し、健康保険料率の内訳(健康保険法第160条第14項及び第15項)は、下記のとおり変更となりました(任意継続被保険者も同様の変更です)。

なお、決定後の健康保険料率は、令和7年3月分保険料(令和7年4月納付分)から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和7年4月分保険料から適用となります。

記

1. 内 訳

(変更前) 令和6年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)	(合計保険料率)
事業主	28.420/1,000	18.930/1,000	0.650/1,000	48.000/1,000
被保険者	28.420/1,000	18.930/1,000	0.650/1,000	48.000/1,000
計	56.840/1,000	37.860/1,000	1.300/1,000	96.000/1,000

(変更後) 令和7年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)	(合計保険料率)
事業主	30.245/1,000	18.005/1,000	0.650/1,000	48.900/1,000
被保険者	30.245/1,000	18.005/1,000	0.650/1,000	48.900/1,000
計	60.490/1,000	36.010/1,000	1.300/1,000	97.800/1,000

2. 改定理由

増え続ける保険給付費及び高齢者医療制度への納付金の増加に見合う保険料率の設定を行い、安定的な事業運営を図るため